

議案第66号

目黒区立住区会議室の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成30年11月22日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立住区会議室の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
目黒区立駒場住区会議室	東京都目黒区駒場一丁目22番4号 駒場住区住民会議	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
目黒区立菅刈住区会議室	東京都目黒区青葉台二丁目10番18号 菅刈住区住民会議	同上
目黒区立東山住区会議室	東京都目黒区東山二丁目24番30号 東山住区住民会議	同上
目黒区立烏森住区会議室	東京都目黒区上目黒三丁目44番2号 烏森住区住民会議	同上
目黒区立中目黒住区会議室	東京都目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒住区住民会議	同上
目黒区立田道住区会	東京都目黒区目黒一丁	同上

議室	目 2 5 番 2 6 号	
目黒区立田道住区三 田分室住区会議室	田道住区住民会議	
目黒区立下目黒住区 会議室	東京都目黒区下目黒二 丁目 2 0 番 1 9 号 下目黒住区住民会議	同上
目黒区立不動住区会 議室	東京都目黒区下目黒六 丁目 8 番 2 3 号 不動住区住民会議	同上
目黒区立油面住区会 議室	東京都目黒区中町一丁 目 6 番 2 3 号 油面住区住民会議	同上
目黒区立上目黒住区 会議室	東京都目黒区祐天寺二 丁目 6 番 6 号 上目黒住区住民会議	同上
目黒区立五本木住区 会議室	東京都目黒区中央町二 丁目 1 7 番 2 号 五本木住区住民会議	同上
目黒区立鷹番住区会 議室	東京都目黒区鷹番三丁 目 1 7 番 2 0 号 鷹番住区住民会議	同上
目黒区立月光原住区 会議室	東京都目黒区目黒本町 四丁目 1 6 番 1 8 号 月光原住区住民会議	同上
目黒区立向原住区会 議室	東京都目黒区目黒本町 五丁目 2 2 番 1 1 号	同上

	向原住区住民会議	
目黒区立原町住区会議室	東京都目黒区南一丁目 8番9号 原町住区住民会議	同上
目黒区立碑住区会議室	東京都目黒区碑文谷二丁目16番6号 碑住区住民会議	同上
目黒区立大岡山東住区会議室	東京都目黒区碑文谷三丁目15番5号 大岡山東住区住民会議	同上
目黒区立大岡山西住区会議室	東京都目黒区平町一丁目15番12号 大岡山西住区住民会議	同上
目黒区立中根住区会議室	東京都目黒区大岡山一丁目37番2号 中根住区住民会議	同上
目黒区立自由が丘住区会議室	東京都目黒区自由が丘一丁目24番12号 自由が丘住区住民会議	同上
目黒区立自由が丘住区宮前分室住区会議室		
目黒区立八雲住区会議室	東京都目黒区八雲一丁目10番5号 八雲住区住民会議	同上

目黒区立東根住区会議室	東京都目黒区東が丘一丁目7番14号 東根住区住民会議	同上
-------------	-------------------------------	----

(説明) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、この案を提出します。

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (省略)

2～5 (省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (省略)